

熊本市認可外保育施設指導監督基準適合証明書交付要綱

制定	平成17年	4月	1日	制定
改正	平成21年	7月	1日	保育幼稚園課長決裁
	平成24年	9月	1日	保育幼稚園課長決裁
	平成28年	7月	22日	保育幼稚園課長決裁
	平成31年	3月	19日	保育幼稚園課長決裁
	令和2年	12月	14日	保育幼稚園課長決裁
	令和5年	4月	1日	保育幼稚園課長決裁
	令和6年	5月	10日	保育幼稚園課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号）に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たしていると認められる施設に対して、市長が行う証明書の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 この要綱の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により市長への届出が義務づけられている施設であること。

(証明書の交付)

第3条 市長は、熊本市認可外保育施設指導監督要綱（以下「指導監督要綱」という。）第7条に基づく立入調査の結果、別表の全項目について適合していると確認した場合は、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者に対しては様式第1号により、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の設置者に対しては様式第2号により、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を交付する。また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者に対しては、集団指導又は指導監督要綱第7条に基づく立入調査の結果、別表の全項目について適合していると確認した場合は、複数の保育に従事する者を雇用しているものに対しては様式第3号により、複数の保育に従事する者を雇用していないものに対しては様式第4号により証明書を交付する。

2 市長は、指導監督要綱第8条に基づく改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該認可外保育施設が別表の全項目について適合していると確認した場合は、証明書を交付する。

(証明書の返還)

第4条 市長は、前条の証明書の交付を受けた認可外保育施設が指導監督要綱第7条に基づく立入調査又は同条第2項に基づく特別立入調査等により証明書交付の要件を満たさなくなると認められるときは、当該認可外保育施設の設置者に証明書の返還を求める通知（様式第5号）をするとともに、当該返還を求めた日付につき記録を残しておくこととする。

(証明書の再発行)

第5条 第3条の証明書の交付を受けた設置者等は、証明書を紛失等した場合には、市長に再交付依頼書（様式第6号）を提出することにより、証明書の再交付を求めることができる。

2 前項の規定により再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、直ちに、発見した証明書を市長に返還しなければならない。

(情報提供)

第6条 市長は、指導監督要綱第13条に定める情報提供として、認可外保育施設につき証明書を交付した事実について公表する。

(記録の整備)

第7条 市長は、認可外保育施設に対する証明書の交付及び返還等について必要な記録を整備する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定に基づく証明書の交付は、平成17年3月7日以後に指導監督要綱第7条に基づき、立入調査が実施された認可外保育施設から行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。